

雇用保険電子申請をご利用の皆さまへ

埼玉労働局 雇用保険電子申請事務センターにて

埼玉県内における雇用保険電子申請事務処理を集中処理しています。

当センターで処理するのは雇用保険の得喪関係・継続給付のみです。
設置等の適用関係は管轄のハローワーク、
労働保険関係は埼玉労働局労働保険徴収課で処理を行っております。

雇用保険電子申請提出後の問い合わせ先

お問い合わせ先一覧をご確認いただき、手続きの内容に応じてお問い合わせください。
埼玉労働局雇用保険電子申請事務センター
8:30~17:15（土日祝日を除く） ☎048-600-6255

ご注意ください。

- ◇雇用保険電子申請の提出先は、従来通り『管轄のハローワーク』となります。
（電子申請画面（基本情報画面）での提出先は、管轄のハローワークを選択してください。）
 - ◇雇用保険電子申請の届出後に確認事項が生じた場合は、当センター又は管轄ハローワークから連絡する場合があります。
 - ◇当センターより、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。
例 定年退職の方の離職票発行手続き・・・就業規則の定年条項部分（写）
労働契約期間満了の方の離職票発行手続き・・・直近の雇用契約書（写）
育児時短就業給付金資格確認手続き・・・（育児時短開始前後の）労働条件通知書（写） 等
- ※雇用保険制度についてのお問い合わせは、従来通り管轄ハローワークにお願いいたします。

<e-Gov について>



e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov 検索

▶e-Gov の操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問い合わせください。

電話番号：050-3786-2225

e-Gov お問合わせフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/inquiry.html>

<参考>

・e-Gov 電子申請

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

・雇用保険手続マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



雇用保険電子申請手続きをした届出に関するお問い合わせ先一覧

埼玉労働局では、雇用保険電子申請手続きについて、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、「埼玉労働局雇用保険電子申請事務センター」を開設しています。電子申請手続きをした届出について、お問い合わせが必要な場合は下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

なお、例年4月から6月頃にかけては各種申請が非常に多くなるため、通常よりも審査に時間がかかる場合がございますのでご了承ください。

制度の内容・ご相談については、管轄安定所にお問い合わせください。

主 な 手 続		お 問 い 合 わ せ 先	
		事 務 セ ン タ ー	管 轄 安 定 所
事業所に関する手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届（設置に伴う取得・遡及取得を除く）※1	○※2	
	雇用保険被保険者資格取得届（設置に伴う取得・遡及取得）※1		○
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり（遡及を除く））※1	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり（遡及））※1		○
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険個人番号登録・変更届	○※2	
	雇用保険個人番号登録届	○※2	
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業等給付（育児休業等給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び 高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び 育児休業給付受給資格確認	○	

※1 「遡及」とは、6か月以上遡る手続きのこと

※2 次の安定所を届出先として概ね4月～6月の間に申請された分については、管轄安定所にて処理を行います。
対象安定所：川口・熊谷・大宮・川越・浦和・所沢・春日部・草加・朝霞・越谷

埼玉労働局雇用保険電子申請事務センター 電話：048-600-6255

【 開庁日：月～金曜日（休祝日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分 】

※ システム関係はこちらにお問い合わせください。 e-Govに関すること ☎ 050-3786-2225
gBizIDに関すること ☎ 0570-023-797